

役員・評議員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会（以下、「協会」という。）の法人業務に伴う役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 組織活動運営協議会及び協会が開催する各種会議への出席
- (5) 役員等の研修会等への参加及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) その他会長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

| 区 分 | 1日あたりの額 |
|--------------|---------|
| 住所地在福岡市内にある者 | 7,000円 |
| その他の者 | 9,000円 |

2 前条の(4)の場合は、費用弁償として1日あたり2,000円とする。

3 前条の(5)、(6)及び(7)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会旅費規程」を準用し、区分（会長、常務理事、事務局長）の旅費に相当する額の旅費を支給する。

ただし、職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該勤務地を拠点として、「社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(4)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合は、やむを得ず当該業務を協会事務局が入居する建物外で行う場合は、この限りではない。

(理事の費用弁償)

第5条 理事に対して、各年度の総額が250万円を超えない範囲で、第3条の支給基準に従って算定した額を、費用弁償として支給する。

(監事の費用弁償)

第6条 監事に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、第3条の支給基準に従って算定した額を、費用弁償として支給する。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。